

# つくば秀英高等学校いじめ防止対策指針

## いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

すなわち、「いじめ」とは

- ・ 加害生徒（甲）と被害生徒（乙）に一定の人的関係がある
- ・ （甲）と（乙）が生徒であること
- ・ （甲）が行った行為にて（乙）が心理的・物理的に影響を受けること（インターネット等を通じて行われることを含む）
- ・ （乙）が心身の苦痛を感じていること

## いじめ防止等における基本方針

### 基本理念

いじめられた生徒は、生涯にわたり心の傷を負う可能性がある。従って本校では、いじめを起こさない【未然防止】、いじめを発見する【早期発見】いじめの対応を素早くする【早期対応】、を中心に、いじめで生徒が心身の傷を負うことのないように取り組む。

### 学校の責務

いじめに対するの対応に、全教職員で取り組むと同時に、保護者や外部機関（警察・児童相談所等）との連携をしながらいじめを根絶させる努力をする。

## 学校としての取り組み

### 未然防止・早期発見

- ① 常日頃接する学年教員が中心となって、生徒とのコミュニケーションを大切にし、お互いの信頼関係の構築に努める。
- ② ひとりの生徒に対して複数の教員で関わり、組織的に対応をしていく。
- ③ 教師はいじめ発生のもとになる過度ないじりやからかいを見逃さず注意し、生徒同士がお互いに尊重しあう関係を構築する。
- ④ 年3回のいじめアンケートを実施し、現状把握に努める。
- ⑤ 夏休みに行う3者面談で、保護者に自宅での様子を確認しながら連携を深める。
- ⑥ いじめ対策室・保健室を活用し、被害生徒が気軽に相談する場所を日頃より周知する。

### いじめ対策室

本校では、いじめ防止対策推進法設立に伴い、独立していじめ対策にあたる必要性を感じ、県内に先駆けていじめ対策室を設置した。いじめを重く捉え、生徒が安心して生活できるよう心がけるよう活動している。

- ① 日頃より全学年に目を配り、コミュニケーションをとりながら生徒の状況を把握するように努める。
- ② いじめ対策室や保健室にて、常に相談窓口を設置し、生徒の相談を受ける。
- ③ 他校や外部との連携を深め、様々ないじめの事象を分析し自校での対応に活かす。
- ④ いじめアンケートを主導的に行う（年3回）。
- ⑤ 外部研修を積極的に受講し、常に新しい情報を学習する。

### いじめ発生時の流れ（早期発見を心がける）

A いじめを発見した教員が即座に注意し当該学年主任に報告→学年主任がいじめ対策室長、生徒指導部主任に報告  
→いじめ対策室長・生徒指導主任が当該学年主任と相談しながら方向性を決め、学校長（管理職）に確認しながら対応する。  
→直後の会議（学年主任会・いじめ防止対策会議）で状況を報告する。

B いじめ対策室に情報が入った場合→生徒指導主任・当該クラス担任・学年主任に報告→いじめ対策室長・生徒指導主任が当該学年主任と相談しながら方向性を決め、学校長（管理職）に確認しながら対応する。

### 教員研修

毎年1回、生徒指導統括の管理職から、いじめに対する本校の基本方針を説明し、また新たな国の方針を伝える場を設ける。  
教員は、いじめ問題に関する研鑽を積み、生徒の安全・安心に向けての資質向上を目指す。

### 重大事態発生の場合

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は重大事態として次の通り対応していく。

- ① 被害生徒や情報提供者の安全・安心を確保する。
- ② 発生した状況を詳しく調査し把握に努める。
- ③ 重大事態発生内容を私学振興室に報告する。
- ④ 加害生徒に対していじめをやめさせるとともに、二度と起こないように継続的に指導をする（組織的に対応）。
- ⑤ 調査結果を、被害生徒の保護者に提供する。
- ⑥ 調査結果および指導状況を私学振興室に報告する。
- ⑦ 被害生徒への継続的な支援を行う。